

Q2 「通知カード」が届いたらどうするの？



A 皆さまの個人番号をお知らせする大切なカードです。個人番号は平成28年1月からさまざまな行政手続きが必要となります。記載内容を確認し、**「個人番号カード」申請時や、行政手続きの際にご利用ください。**

▶ 「通知カード」が届いてからの注意

- (1) 引っ越しなどで住所が変わる場合は、裏面に新住所を記載するため、住民異動届を提出する際、必ず市区町村の窓口へ提示してください。
- (2) 紛失などによる再発行には手数料がかかります。

通知カード

個人番号 0123 4567 8901
氏名 番号 花子

住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1

平成5年3月31日生 性別 女 △△市長 A123456789

個人番号カード交付申請書
兼 電子証明書発行申請書

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

番号 花子
氏名

住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1

生年月日* 平成5年3月31日 性別* 女

【代替文字情報】

電話番号 外国人居民の区分

在留期間等満了日の有無 在留期間等満了日

右欄の点字表記を希望する
※最大11文字まで(漢字等は1文字)

パンゴウ ハナコ

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。

左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

10000019 01/01
3190110000019#

視覚障がい者用
音声コード

● 法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした場合は、法律により罰せられます。

● この通知カードを拾得された方は、お手数ですが下記連絡先までご連絡ください。

【連絡先】個人番号カードコールセンター 0570-783-578

● この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は市区町村に返納しなければなりません。

マイナンバー

表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

申請日 年 月 日

申請者氏名 (自署) 印

● 以下の電子証明書の詳細については、同封の「ご案内」をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の□を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書 ※ 不要 ※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

利用者証明用電子証明書 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナンバーへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。□を黒く塗りつぶす場合は、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

代理人記載欄

ふりがな 代理人氏名(自署) 本人との関係

代理人住所

顔写真貼付欄

サイズ (縦4.5cm×横3.5cm)

● 最近6ヶ月以内に撮影
● 正面、無帽、無背景のもの
● 裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

● 15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が、以上の「代理人記載欄」にご記入ください。

● 申請の際は、同封の「ご案内」をご覧のうえ、ご記入ください。

● 表面の記載事項のうち、*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市区町村窓口にお問合せください。

● 切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

▲表面

▲裏面

「個人番号カード」の詳細は次ページで

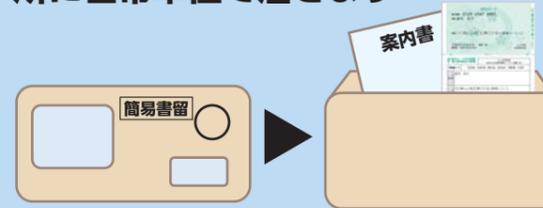
Q1 「通知カード」はいつどこに届くの？



A 「通知カード」は**10月下旬から住民票の住所**に転送不要の簡易書留で送付します。住民票の住所とお住まいの場所が違う場合には、**10/2(金)までに住所異動**の手続きをお願いします。ただし、東日本大震災の被災者などやむを得ない理由がある場合は送付先を変更できます。詳細は広報今号特集号最終ページをご覧ください。

※「通知カード」は全国全ての住民に順次送付するため、お手元に届くのが1カ月程度遅れる場合があります

①簡易書留で住民票の住所地の住所に世帯単位で届きます



②内容を確認してください

お知らせに入っているもの

- 個人番号の「通知カード」
- 個人番号カード交付申請書
- 返信用封筒
- 案内書

③「通知カード」は大切に

切り取り



「個人番号カード」申請時に必要となります。また、今後さまざまな行政手続きで個人番号が使用されますので、大切に管理してください。

マイナンバー制度概要

マイナンバーとは国民一人ひとりが持つ12桁の個人番号のことです。平成28年1月以降から、**社会保障、税、災害対策の手続きで個人番号が必要になります。**

マイナンバー制度は、「行政の効率化」、「国民の利便性向上」、「公平公正な社会の実現」を目的に導入されます。

下記のスケジュールでマイナンバー制度は実施されます。10月下旬から皆さまにお知らせする「通知カード」は平成28年1月から行政手続きなどで使用する大事な書類ですので、大切に管理してください。

マイナンバー導入スケジュール

平成27年10月下旬から

「通知カード」受け取り

・・・P2,3

「個人番号カード」申請開始

・・・P6

平成28年1月から

「個人番号カード」交付開始・・・P6

全国のコンビニエンスストアで
住民票などの各種証明書発行開始

・・・P5